

特定非営利活動法人の条例指定について

平成 25 年度第 2 回目の申出期間中に次の法人から指定の申出があり、「地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例」に基づき審査を行いましたので、同条例第 4 条第 2 項の規定により、委員会のご意見をお聴きいたします。

1 申出状況

(1) 申出期間（平成 25 年度第 2 回目）

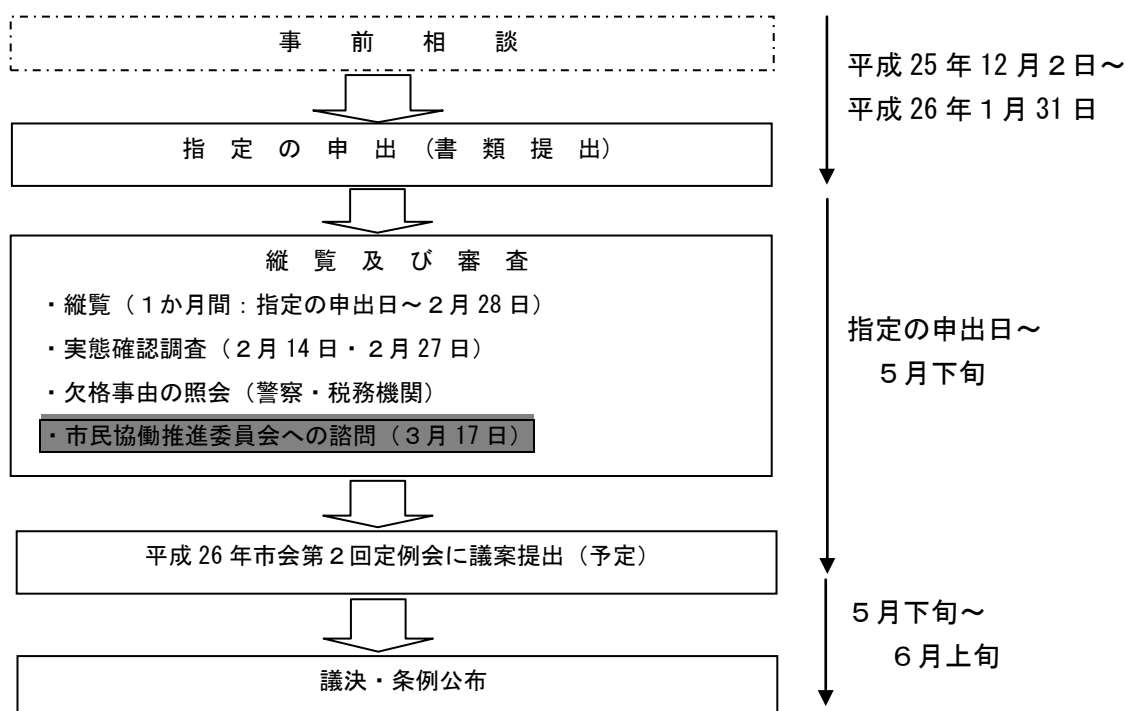
平成 25 年 12 月 2 日（月）～平成 26 年 1 月 31 日（金）

(2) 申出法人

- ・特定非営利活動法人木々の会
- ・特定非営利活動法人横浜移動サービス協議会

※法人の概要及び指定基準等の適合については、【資料 1-2～資料 1-4（申出法人の概要一覧・指定基準適合表・公益要件に関する適合について）】参照

2 申出から指定までの流れ



3 関係法令

「地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例」第 4 条第 2 項（抜粋）

市長は、前項の規定により指定のために必要な手続を行おうとするときは、あらかじめ、当該手続を行うことについて横浜市市民協働条例（平成 24 年 6 月横浜市条例第 34 号）第 17 条第 1 項に規定する横浜市市民協働推進委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴くものとする。

4 参考資料

- (1) 認証・認定・指定 NPO 法人制度の仕組み（【参考資料 1】参照）
- (2) 横浜市の指定 NPO 法人一覧（【参考資料 2】別表 参照）

申出法人の概要一覧

法人名	特定非営利活動法人 木々の会	特定非営利活動法人 横浜移動サービス協議会
代表者の氏名	理事長 宇田 達夫	理事長 岡村 道夫
主たる事務所の所在地	横浜市旭区鶴ヶ峰二丁目9番9号 第2大幸ビル301	横浜市中区真砂町三丁目33番地
設立年月日	平成19年3月1日	平成16年11月22日
定款に記載されている目的	精神障害あるいは心の病と呼ばれる様々な苦しみ悩みの中にある人々と、その身近な隣人となることを願う人々が、同じ地域社会の一員として連帯・協同することを通じて、それぞれの生きる手ごたえと新しい社会のあり方を見いだすこと。	「移動の権利は基本的人権の一つ」であると考え、移動支援に関わる団体・個人が連携し、その活動形態の違いを活かし協働することにより移動困難な人に対して、 1. 移動の手段を確保できること 2. 移動に関する権利が社会的に保障されること 上記の実現に関する事業を行い、あらゆる人が自分らしく生きること深く結びつく、移動の自由に寄与すること。
活動分野	1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 2 人権の擁護又は平和の推進を図る活動	1 人権の擁護又は平和の推進を図る活動 2 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 3 社会教育の推進を図る活動 4 まちづくりの推進を図る活動 5 特定非営利活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
事業の概要	1 障害福祉サービス事業 2 社会参加と地域交流に関する事業 3 生活支援に関する事業 4 研修・啓発・広報に関する事業	1 移動に関する情報提供・相談に関する事業 2 高齢者及び障害者等に対するサービスに関する事業 3 市民活動団体・個人の支援に関する事業 4 高齢者及び障害を持つ人等が利用しやすい交通システム・まちづくりの学習・検討・提言に関する事業 5 公共交通機関・医療機関・福祉機関・行政・社会福祉協議会、福祉活動団体などとの連携・協働に関する事業
活動地域	旭区	市内全域
収支の概要	【平成23年度】 収入合計 53,912,867円 支出合計 49,806,542円 収支差額 4,106,325円 【平成24年度】 収入合計 59,096,142円 支出合計 52,426,464円 収支差額 6,669,678円 【平成25年度】 収入合計 60,031,758円 支出合計 56,086,653円 収支差額 3,945,105円	【平成23年度】 収入合計 81,900,743円 支出合計 81,655,442円 収支差額 245,301円 【平成24年度】 収入合計 55,501,499円 支出合計 57,461,956円 収支差額 △1,960,457円 【平成25年度】 収入合計 32,934,000円 支出合計 32,934,000円 収支差額 0円
資産、負債等の概要	【平成24年度末】 資産合計 17,343,785円 負債合計 521,722円 正味財産合計 16,822,063円	【平成24年度末】 資産合計 19,754,121円 負債合計 16,784,688円 正味財産合計 2,969,433円

申出法人の指定基準適合表（指定基準3については、資料1-4参照）

	要件	確認した書類等	判定	
			特定非営利活動法人 木々の会	特定非営利活動法人 横浜移動サービス協議会
指定基準1	市内で活動する特定非営利活動法人であること	■事業報告書等 ■パンフレット、ホームページ等	適合	適合
指定基準2	特定非営利活動促進法第44条第1項の認定を受けた特定非営利活動法人でないこと	■認定履歴による確認	適合	適合
指定基準3	地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行う特定非営利活動法人であって、当該特定非営利活動について、当該特定非営利活動法人以外のものから支持されている実績があるものであること	別紙【資料1-4】参照	適合	適合
指定基準4	運営組織及び経理に関し、次に掲げる基準に適合していること			
	(1) ア 役員の数に役員及びその親族等の占める割合が3分の1以下であること	■年間役員名簿 ■役員の内訳一覧	適合	適合
	イ 特定の法人の役員又は使用人である者等の割合が3分の1以下であること	■年間役員名簿 ■役員の内訳一覧	適合	適合
	(2) 各社員の表決権が平等であること	■定款 ■総会議事録	適合	適合
指定基準4	(3) 公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っていること	■総勘定元帳 ■現金出納帳 ■給与台帳 ■伝票類	適合	適合
	(4) 不適正な経理が行われていないこと	■総勘定元帳 ■現金出納帳 ■給与台帳 ■伝票類	適合	適合
指定基準5	事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること			
	(1) ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成する活動を行っていないこと	■事業報告書 ■パンフレット ■事務所掲示物	適合	適合
	イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動を行っていないこと	■事業報告書 ■パンフレット ■事務所掲示物	適合	適合
	ウ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動を行っていないこと	■事業報告書 ■パンフレット ■事務所掲示物	適合	適合
指定基準5	(2) 役員等に対し報酬又は給与の支給等に関して特別の利益を与えないこと	■給与（謝金）台帳 ■給与規程 ■総勘定元帳 ■収支計算書	適合	適合
指定基準6	次に掲げる書類について正当な理由がある場合を除きその事務所において閲覧させること			
	(1) 事業報告書等、役員名簿及び定款等	■事業報告書等 ■役員名簿 ■定款等	適合	適合
	(2) ア 指定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ※指定後の閲覧対象書類	-		
	イ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ※指定後の閲覧対象書類	-		
	ウ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ※指定後の閲覧対象書類	-		
	エ 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項等を記載した書類 ※指定後の閲覧対象書類	-		
	オ 事業の概要等に関する変更の届出に添付した指定基準に適合する旨を説明する書類 ※指定後の閲覧対象書類	-		
指定基準6	カ 助成金の支給を行った場合の助成の実績を記載した書類 ※指定後の閲覧対象書類	-		
指定基準7	事業報告書等を提出していること	■事業報告書等	適合	適合
指定基準8	法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反する事実等がないこと	■特定非営利活動促進法に基づく提出書類	適合	適合
指定基準9	設立の日以後1年を超える期間が経過していること	■登記事項証明書	適合	適合
欠格事由	(1) 役員の中に、次のいずれかに該当する者がいない			
	ア 指定の取消しがあった日以前1年以内に理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの	■欠格事由チェック表による誓約書	適合	適合
	イ 認定又は仮認定の取消しがあった日以前1年以内に理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの	■欠格事由チェック表による誓約書	適合	適合
	ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日から5年を経過しない者	■欠格事由チェック表による誓約書	適合	適合
	エ NPO法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反した又は刑法204条等の罪を犯し罰金刑に処せられ5年を経過しない者	■欠格事由チェック表による誓約書	適合	適合
	オ 暴力団の構成員等	■欠格事由チェック表による誓約書 ■県警照会回答	適合	適合
	(2) 指定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	■欠格事由チェック表による誓約書	適合	適合
	(3) 認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	■欠格事由チェック表による誓約書	適合	適合
	(4) 仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	■欠格事由チェック表による誓約書	適合	適合
	(5) 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	■事業計画書 ■定款	適合	適合
(6) 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	■欠格事由チェック表による誓約書 ■納税証明書	適合	適合	
(7) 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	■欠格事由チェック表による誓約書 ■県税照会 ■市税照会	適合	適合	
(8) 次のいずれかに該当する法人				
ア 暴力団	■欠格事由チェック表による誓約書 ■県警照会回答	適合	適合	
イ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	■欠格事由チェック表による誓約書 ■県警照会回答	適合	適合	
備考1	縦覧期間中（申出日～2月28日）の市民からの法人に対する意見		無し	無し
備考2	実態確認調査日		平成26年2月14日	平成26年2月27日

申出法人の指定基準3（公益要件）に関する適合について

◎指定基準3：地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行う特定非営利活動法人であって、当該特定非営利活動法人以外のものから支持されている実績があるものであること

要件	確認した書類等 (法人によって異なる)	法人による説明内容（要約）	
		特定非営利活動法人木々の会	特定非営利活動法人横浜移動サービス協議会
ア 地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行う特定非営利活動法人である ※次の(ア)から(オ)の項目を総合的に判断			
(ア) 法人の行う特定非営利活動に係る事業が横浜市の実施に合致しているものであること	<ul style="list-style-type: none"> ■過去の事業報告書等 ■補助金交付決定通知書・交付額確定通知書 ■委託契約書 	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市から「横浜市地域活動支援センター精神障害者地域作業所型運営費等補助金」を受け、地域活動支援センター2施設を運営。横浜市の実施に基づき精神保健福祉活動を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市から補助・委託を受け、横浜市ガイドボランティア事業や、横浜市障害者ガイドボランティア研修会等を実施。
(イ) 事業や資金計画などに計画性があり、活動の継続性が見込まれること	<ul style="list-style-type: none"> ■過去の事業報告書等 ■法人提出の事業計画、収支予算、人員体制 ■総会の議事録 ■帳簿類 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援センターを30年以上運営し、精神障害者への支援を継続的・安定的に実施。 ・自主事業として、地域に根差した精神障害者への地域就労支援、地域交流イベントなどを継続的に実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・法人設立以来、安定的に法人運営を行うとともに、「移動の権利は基本的人権の一つ」という理念のもと、「いつでも、誰でも、どこへでも～」を合い言葉に、高齢者や障害者等の移動支援に関する様々な事業を拡充。
(ウ) 受益の機会が一般に開かれていること	<ul style="list-style-type: none"> ■パンフレット、チラシ ■ホームページ 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施事業はいずれも地域社会の一員として精神障害者と共に連携・協同して行っており、地域社会に開かれた利用者を限定しないサービスを広く提供。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民向けの研修会やイベントは、ホームページ等で広く参加を呼びかけるなど公開されている。
(エ) 自主的・自発的に独立して行われていること	<ul style="list-style-type: none"> ■過去の事業報告書等 ■パンフレット、チラシ ■ホームページ ■帳簿類 ■協働事業負担金協定書 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業のほかに、精神障害者が地域で暮らすことの支援として、「障害者と市民が共に泊まりくつろぐ家」2施設を運営し、①ショートステイ、②地域住民と精神障害者や家族の交流の場、③電話相談などの自主的・自発的な活動を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉移動サービス情報を掲載した情報誌の発行や移動相談窓口の開設等を実施。 ・障害児の通学を地域で支援する仕組みづくりの構築に向け、障がい児通学支援協働モデル事業を神奈川県に提案し、平成25年度から県と協働で実施。
(オ) その他、市民の利益に資すること	<ul style="list-style-type: none"> ■過去の事業報告書等 ■チラシ ■委託契約書 ■協働事業負担金協定書 	<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉に関係する区役所や医療機関、障害者グループホームなどとの連携を図り、旭区内全体での精神保健福祉活動の向上に取り組んでいる。 ・精神保健福祉普及啓発を目的に、木々の会の活動を支えるボランティアを、活動を共に担う「パートナー」として積極的に受け入れている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・移動支援を行っている団体とのネットワーク作りや今後移動支援に取り組みたい団体への支援を行うことで、市内全体の移動支援がより向上していけるよう取り組んでいる。 ・市民を対象に「障害」についての理解促進を目的に、障害当事者が主催する勉強会やイベント等を企画・実施。 ・カーシェアリングによる障害者の施設通所支援策の検討（横浜市より受託）など、移動支援施策に関して、行政への施策提案を行っている。
イ 当該法人以外のものから支持されている実績がある			
(ア) 行政から支持を受けている実績	<ul style="list-style-type: none"> ■補助金交付決定通知書・交付額確定通知書 ■委託契約書 ■助成金交付決定通知書 ■認定書 ■協働事業負担金協定書 	<ul style="list-style-type: none"> ①横浜市からの補助 横浜市地域活動支援センター精神障害者地域作業所型運営費等補助金 (平成23年4月1日～平成26年3月31日) ②独立行政法人福祉医療機構からの助成 社会福祉振興助成事業WAM助成 (平成24年4月1日～平成25年3月31日) 	<ul style="list-style-type: none"> ①横浜市からの補助・委託等 <ul style="list-style-type: none"> ・横浜市ガイドボランティア事業 (平成23年10月1日～平成26年3月31日) ・横浜市障害者ガイドボランティア研修会 (平成23年10月1日～平成26年3月31日) ・横浜市障害者福祉タクシー利用券換金業務事務 (平成23年10月1日～平成26年3月31日) ・横浜市障害児通学支援事業 (平成23年10月1日～平成25年3月31日) ・横浜市市民活動推進基金よこはま夢ファンド (平成23年10月1日～平成24年3月31日、平成25年10月1日～平成26年3月31日) ②国土交通省からの認定 国土交通省認定講習実施機関として福祉有償運転者講習を実施 (平成23年10月1日～平成26年9月30日) ③神奈川県との協働 かながわボランティア活動推進基金21（障がい児通学支援協働モデル事業） (平成25年4月1日～平成26年3月31日)
(イ) 企業等から支持を受けている実績	<ul style="list-style-type: none"> ■助成金交付決定通知書 ■寄贈実績がわかる書類 	<ul style="list-style-type: none"> ①横浜市旭区社会福祉協議会からの助成 よこはまふれあい助成金 (平成23年4月1日～平成26年3月31日) ②神奈川県共同募金会からの助成 (平成25年4月1日～平成26年3月31日) 	<ul style="list-style-type: none"> ①神奈川県共同募金会からの助成 (平成23年10月1日～平成26年3月31日) ②横浜市中区社会福祉協議会からの助成 よこはまふれあい助成金 (平成25年4月1日～平成26年3月31日) ③日本財団からの助成 (平成23年10月1日～平成24年3月31日) ④中央共同募金会からの助成 (平成24年4月1日～平成25年3月31日) ⑤横浜ふじライオンズクラブからの寄贈 (平成24年10月)

特定非営利活動法人の条例指定の取消しについて（報告）

「地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例」第 19 条第 1 項第 7 号及び第 8 号の規定により、次の法人から解散に伴う指定の取消しの申出があったことをご報告します。

なお、本件については、平成 26 年市会第 2 回定例会において、指定の取消しのための手続を行います。

1 指定取消しの申出内容

(1) 申出法人の概要

ア 名称

特定非営利活動法人ばれっとの会（平成 24 年 12 月 28 日指定）

イ 主たる事務所の所在地

鶴見区鶴見中央三丁目 26 番 14 号

(2) 申出日

平成 26 年 3 月 7 日（金）

(3) 申出の理由

社会福祉法人にすべての事業を移行し、特定非営利活動法人を解散するため。

2 関係法令

「地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例」第 19 条第 1 項（抜粋）

市長は、指定特定非営利活動法人が次のいずれかに該当するときは、指定の取消しのために必要な手続を行わなければならない。

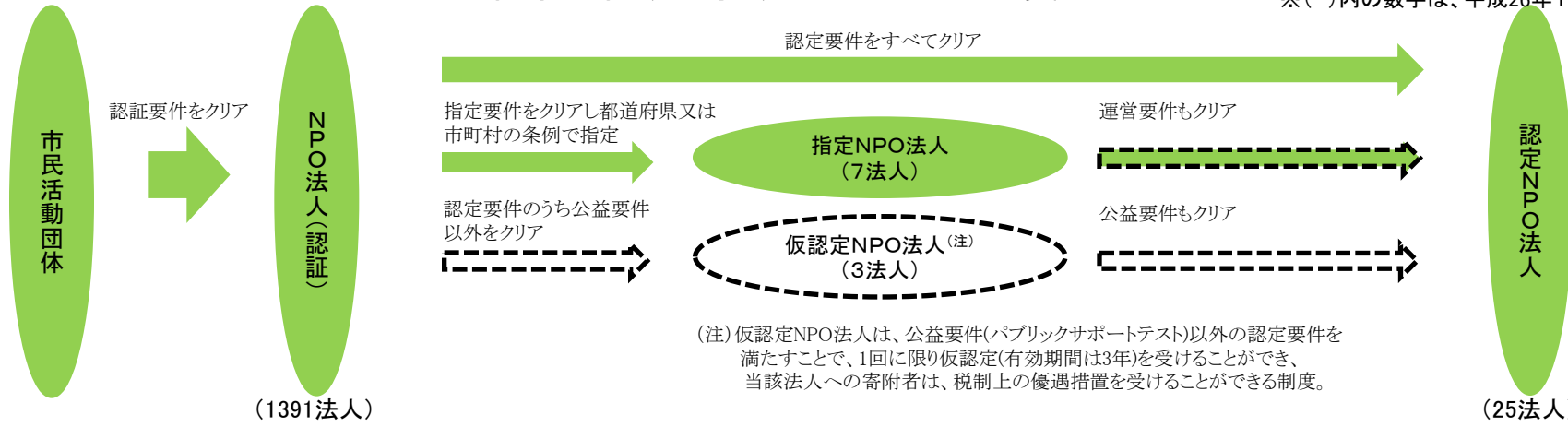
- (1) 第 6 条各号（第 2 号及び第 3 号を除く。）（第 9 条第 3 項及び第 15 条第 4 項において準用する場合を含む。）のいずれかに該当するとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により指定又は指定の更新を受けたとき。
- (3) 更新申出期間内に、第 9 条第 1 項の指定の更新の申出をしなかったとき。
- (4) 第 9 条第 1 項の指定の更新の申出をした場合であって、当該指定特定非営利活動法人が同条第 3 項において準用する第 4 条第 1 項各号（第 4 号イ及び第 9 号を除く。）に掲げる基準に適合しないと市長が認めたとき。
- (5) 第 15 条第 1 項の規定による届出があった場合であって、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人が同条第 4 項において準用する第 4 条第 1 項各号（第 9 号を除く。）に掲げる基準に適合しないと市長が認めたとき。
- (6) 正当な理由がなく、第 17 条第 2 項又は前条第 1 項の規定による命令に従わないとき。
- (7) 指定特定非営利活動法人から指定の取消しの申出があったとき。
- (8) 指定特定非営利活動法人が解散したとき（合併により解散したときを除く。）。

3 参考資料

指定取消し申出書の写し（【参考資料 3】参照）

認証・認定・指定NPO法人制度の仕組み

※()内の数字は、平成26年1月31日時点の法人数。



	NPO法人(認証)	指定NPO法人	認定NPO法人
1 対象	市内にのみ事務所を有すること	市内で活動するNPO法人	横浜市が所管しているNPO法人
2 要件	(1) 設立の手續、申請書、定款の内容が規定に適合していること (2) 特定非営利活動を行うことを主たる目的としていること (3) 暴力団、暴力団又はその構成員等の統制の下にある団体ではないこと (4) 10人以上の社員を有すること	(1) 公益要件(下記のいずれかを満たすこと) ア 下記両方を満たすこと (a) 地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行っている (b) 当該法人以外のものから支持されている実績がある イ 神奈川県又は県内の他市町村の条例で個別に指定されていること (2) 運営要件 運営組織、経理、事業活動、情報公開等	(1) 公益要件(パブリックサポートテスト)(下記のいずれかを満たすこと) ア 相対値基準: 経常収入額における寄附金額の割合が5分の1以上 イ 絶対値基準: 年3,000円以上の寄附者が年平均100人以上 ウ 指定NPO法人であること (2) 運営要件 運営組織、経理、事業活動、情報公開等
3 審査	<ul style="list-style-type: none"> 提出書類の縦覧 書面上の形式審査 	<ul style="list-style-type: none"> 提出書類の縦覧 書面審査 法人事務所等での実態確認調査 横浜市市民協働推進委員会への諮問・意見聴取 横浜市議会での議決(6月・12月) 	<ul style="list-style-type: none"> 書面審査 法人事務所等での実態確認調査
4 効果	法人格の取得	(1) 税制上の優遇措置 ア 個人が寄附をした場合 当該寄附金から2千円を控除した金額の6%分が市民税から控除 ※当該法人が県の指定も受ける場合は、当該寄附金から2千円を控除した金額の4%分が県民税から控除。市民税と合わせ10%分の税額控除が受けられる (2) 認定要件の一つである公益要件(パブリックサポートテスト)が免除	(1) 税制上の優遇措置 ア 個人が寄附をした場合(税額控除の場合) 当該寄附金から2千円を控除した金額の40%分が所得税から、6%分が市民税から、4%分が県民税からそれぞれ控除。 イ 法人が寄附をした場合 一般寄附金の損金算入とは別枠で損金算入が認められる ウ 当該NPO法人 みなし寄附金制度の適用が受けられる
5 有効期間	なし	5年間	5年間

○地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例

平成24年12月28日（条例第59号）

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例をここに公布する。

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例

地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。)及び当該特定非営利活動法人に係る横浜市市税条例(昭和25年8月横浜市条例第34号)第29条の4の3第2項の期間を別表のとおり定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年6月条例第38号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年12月条例第68号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表（平25条例38・平25条例68・一部改正）

特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	横浜市市税条例第29条の4の3第2項の期間
特定非営利活動法人ろばと野草の会	中区松影町3丁目11番地の2	平成24年1月1日から平成29年12月31日まで
特定非営利活動法人ばれっとの会	鶴見区鶴見中央三丁目26番14号	平成24年1月1日から平成29年12月31日まで
特定非営利活動法人ふらっとステーション・ドリーム	戸塚区深谷町1,411番地の5	平成24年1月1日から平成29年12月31日まで
特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブ樹	金沢区富岡東一丁目10番12号	平成24年1月1日から平成29年12月31日まで
特定非営利活動法人アクションポート横浜	中区山下町25番地の1	平成24年1月1日から平成29年12月31日まで
特定非営利活動法人さくらんぼ	瀬谷区三ツ境10番地の6	平成25年1月1日から平成30年6月30日まで
特定非営利活動法人市民の会寿アルク	中区松影町3丁目11番地の2	平成25年1月1日から平成30年12月31日まで



【変更後】

特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	横浜市市税条例第29条の4の3第2項の期間
特定非営利活動法人ろばと野草の会	中区松影町3丁目11番地の2	平成24年1月1日から平成29年12月31日まで
特定非営利活動法人ばれっとの会	鶴見区鶴見中央三丁目26番14号	平成24年1月1日から平成29年12月31日まで
特定非営利活動法人ふらっとステーション・ドリーム	戸塚区深谷町1,411番地の5	平成24年1月1日から平成29年12月31日まで
特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブ樹	金沢区富岡東一丁目10番12号	平成24年1月1日から平成29年12月31日まで
特定非営利活動法人アクションポート横浜	中区山下町25番地の1	平成24年1月1日から平成29年12月31日まで
特定非営利活動法人さくらんぼ	瀬谷区三ツ境10番地の6	平成25年1月1日から平成30年6月30日まで
特定非営利活動法人市民の会寿アルク	中区松影町3丁目11番地の2	平成25年1月1日から平成30年12月31日まで
特定非営利活動法人木々の会	旭区鶴ヶ峰二丁目9番9号	平成26年1月1日から平成31年6月30日まで
特定非営利活動法人横浜移動サービス協議会	中区真砂町三丁目33番地	平成26年1月1日から平成31年6月30日まで

削除

追加

平成 26 年 3 月 7 日

横浜市長

主たる事務所の所在地

横浜市鶴見区鶴見中央三丁目 2 6 番 1 4 号

法 人 の 名 称

特定非営利活動法人ぱれっとの会

代 表 者 の 氏 名 代表理事 金子千英子



指定取消し申出書

平成 24 年 12 月 28 日施行の「地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 59 号）」による指定について、次の理由により、取消しの手続きをお願いします。

指定の取消しを申出る理由：社会福祉法人にすべての事業を移行し、特定非営利活動法人を解散するため。

